業務の運営に関する規程

事業所名 砺波市移住人財バンク

第1 求 人

1 本所は、勤務地が砺波市内及び砺波市に隣接する市(富山市、高岡市、射水市、小矢部市、南砺市)の求人に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合には受理しません。

また、若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱いません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の様式により、お申 込みください。直接来所できないときは、郵便、又は電子メールでも差し支えありま せん。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を所定の様式に より明示してください。

第2 求 職

1 本所は、砺波市への転入を希望する者及び砺波市に住所を有する者からの求職に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の様式によりお申込みください。移住 促進イベント等に出展する出張相談窓口でも申込みをお受けします。

第3紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そ の御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、

労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メール の使用により明示します。

- 4 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。

また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。

- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、紹介の業務について、人種、 国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を 理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、全業種です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりでありますが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

平成31年1月10日

代表者 砺波市長 夏野 修